

平成20年(ニ)第1号 会社更生事件

決 定

宮崎市大字本郷北方2485番地20

申立人(開始前会社)	株式会社アリサカ
上記代表者代表取締役	有坂順三
上記代理人弁護士	衛藤 彰
同	永友郁子
同	小田雅章

主 文

- 1 株式会社アリサカについて更生手続を開始する。
- 2 上記会社の管財人に次の者を選任する。  
宮崎市老松1丁目5番1号 クレスコ301号  
弁護士 江藤利彦
- 3(1) 更生債権及び更生担保権の届出期間  
平成20年9月9日まで
- (2) 認否書の提出期限  
平成20年12月15日
- (3) 更生債権及び更生担保権の一般調査期間  
平成20年12月16日から平成20年12月26日まで
- 4 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。
  - (1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間  
平成21年3月31日まで
  - (2) 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間  
平成21年2月27日まで
- 5 会社更生法85条4項により、管財人の選任について意見を述べることができ

る期間

平成20年7月28日まで

- 6 管財人が次に掲げる行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。
- (1) 重要な財産の処分（担保権の設定を含む。）及び賃貸
  - (2) 重要な財産の譲受け
  - (3) 借財（手形割引を除く。）及び保証
  - (4) 会社更生法61条の規定による契約の解除
  - (5) 訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
  - (6) 和解及び権利の放棄
  - (7) 共益債権（日常取引及び雇用関係によって生ずるものを除く。）及び取戻権の承認
  - (8) 更生担保権にかかる担保の変換
- 7(1) 管財人は、会社更生法84条1項の規定による報告を平成20年8月11日までに書面で提出しなければならない。
- (2) 管財人は、会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を、財産評定完了後直ちに作成し、これらを提出しなければならない。
- (3) 管財人は、毎月5日までに、更生会社の当該月の前月の業務及び財産の管理状況を、書面で報告しなければならない。
- 8 更生会社の債務者または更生会社の財産の所持者は、更生会社（従前の代表者）に対して債務の弁済をしたり、所持する財産を交付してはならない。
- 9 管財人は、更生計画案作成の時ににおける財産目録及び貸借対照表並びに更生手続開始後の損益計算書を作成して、これらを更生計画案に添付しなければならない。

理 由

証拠によれば、開始前会社には、会社更生法17条1項所定の更生手続開始の原

因となる事実が認められる。また、同法41条1項各号に該当する事実は認められない。

よって、本件申立てには理由があるので、主文1項のとおり決定し、併せて同法42条、72条2項、83条3項、84条、85条4項、146条3項、184条1項及び2項、会社更生規則51条1項をそれぞれ適用して主文2項から9項までのとおり決定する。

平成20年7月9日午前10時

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 足 立 正 佳

裁判官 宮 武 芳

裁判官 小 松 秀 大

これは正本である。

前 同 日

宮崎地方裁判所

裁判所書記官 池 田

